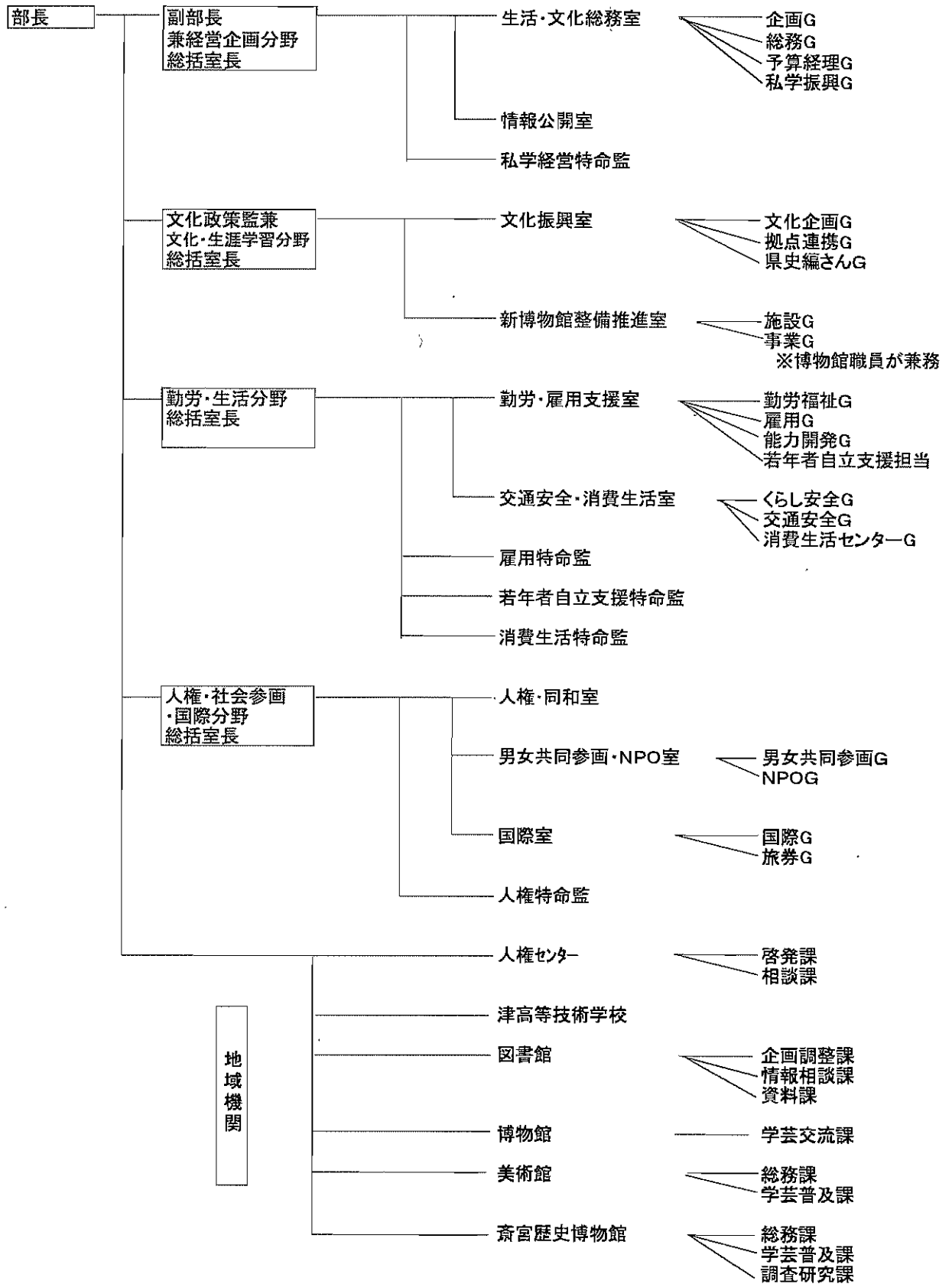


# 平成 22 年度生活文化環境森林常任委員会 (生活・文化部) 所管事項説明資料

	頁
I 平成 22 年度生活・文化部の組織	1
II 平成 22 年度生活・文化部の予算	2
III 各分野別主要施策	
[経営企画分野]	
1 私学教育の振興について	3
2 情報公開及び個人情報保護制度について	7
[文化・生涯学習分野]	
3 三重の文化振興について	11
4 新県立博物館の整備について	13
[勤労・生活分野]	
5 勤労・雇用施策について	17
6 交通安全対策及び安全で安心なまちづくりの推進について	21
7 安全で安心できる消費生活の確保について	23
[人権・社会参画・国際分野]	
8 人権施策の総合的な推進について	27
9 男女共同参画社会の実現に向けた取組について	29
10 NPOの参画による地域社会づくりの推進について	33
11 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進について	35
IV 事務事業概要 (別冊)	

平成 22 年 5 月 26 日  
生活・文化部

# I 平成22年度 生活・文化部の組織



## II 平成22年度生活・文化部の予算

### ■一般会計

(単位:千円)

施策番号	施 策	H22年度当初予算確定額		H21年度当初予算額		差引増減額		対 比	
		事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費
111	人権尊重社会の実現	597,206	280,525	527,266	259,420	69,940	21,105	113.3%	108.1%
112	男女共同参画社会の実現	95,760 ※ (169,736)	30,515 (104,491)	73,505 ◎ [148,232]	28,928 [103,655]	22,255 (21,504)	1,587 (836)	130.3% (230.9%)	105.5% (100.8%)
121	生涯学習の推進	561,107 ※ (642,736)	337,501 (408,630)	479,721 ◎ [575,158]	356,478 [439,965]	81,386 (67,578)	▲ 18,977 (▲ 31,335)	117.0% (134.0%)	94.7% (92.9%)
122	学校教育の充実 (主担:教育委員会)	8,817,226	6,140,540	7,172,315	6,264,000	1,644,911	▲ 123,460	122.9%	98.0%
131	文化にふれ親しむことのできる環境づくり	4,453,738 ※ (4,298,133)	1,048,694 (903,589)	1,603,044 ◎ [1,432,880]	981,008 [822,794]	2,850,694 (2,865,253)	67,686 (80,795)	277.8% (268.1%)	106.9% (109.8%)
211	地域の実情に応じた多様な雇用支援	4,327,334	180,965	1,961,976	118,610	2,365,358	62,355	220.6%	152.6%
212	職業能力の開発と勤労者生活の支援	1,969,915	265,611	1,619,554	216,879	350,361	48,732	121.6%	122.5%
321	交通安全対策の推進	60,351	57,909	59,266	59,226	1,085	▲ 1,317	101.8%	97.8%
322	地域安全対策の推進 (主担:警察本部)	4,699	2,291	2,545	2,545	2,154	▲ 254	184.6%	90.0%
323	安全で安心できる消費生活の確保	121,406	28,488	36,393	35,631	85,013	▲ 7,143	333.6%	80.0%
511	多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進	326,684	0	257,277	6,600	69,407	▲ 6,600	127.0%	0.0%
521	NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の参画による地域社会づくりの推進	155,568	67,903	74,975	66,458	80,593	1,445	207.5%	102.2%
524	県情報の効果的な発信による情報共有化の推進 (主担:政策部)	9,721	5,102	7,743	5,232	1,978	▲ 130	125.5%	97.5%
700	行政委員会	3,615	3,615	3,987	3,987	▲ 372	▲ 372	90.7%	90.7%
その他	その他(人件費、交際費)	2,210,635	2,105,142	2,226,083	2,138,716	▲ 15,448	▲ 33,574	99.3%	98.4%
合 計(一般会計)		23,714,965	10,554,801	16,105,650	10,543,718	7,609,315	11,083	147.2%	100.1%

※は、22年度から施策131総合文化センター管理運営費にまとめて計上している「男女共同参画センター管理運営費」及び「生涯学習センター管理運営費」をそれぞれ施策112、121へ計上した場合の予算額です。

◎は、21年度当初予算額では、「男女共同参画センター管理運営費」及び「生涯学習センター管理運営費」をそれぞれ施策112、121へ計上・整理しているため、[ ]内の予算額となっています。

### ■交通災害共済事業特別会計

(単位:千円)

施策番号	施 策	H22年度当初予算確定額		H21年度当初予算額		差引増減額		対 比	
		事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費
321	交通安全対策の推進	83,660	0	259,964	0	▲ 176,304	0	32.2%	0
合 計(特別会計)		83,660	0	259,964	0	▲ 176,304	0	32.2%	0

### ■生活・文化部合計

(単位:千円)

施策番号	施 策	H22年度当初予算確定額		H21年度当初予算額		差引増減額		対 比	
		事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費
合 計		23,798,625	10,554,801	16,365,614	10,543,718	7,433,011	11,083	145.4%	100.1%

### Ⅲ 各分野別主要施策

#### 1 私学教育の振興について

生活・文化総務室

##### 1 現状と課題

###### (1) 現状

公教育の一翼を担う私立学校は、独自の建学の精神に基づく特色のある教育活動を展開して社会のニーズに応じてきており、県民から大きな期待が寄せられています。

このため、県では「私立学校の教育環境の充実」と「保護者の経済的負担の軽減」を図るための助成を行っています。

###### (2) 課題

- ① 長期的な生徒減少期にある私立学校の経営は大変厳しい状況となっていますので、引き続き、私立学校への支援を充実していく必要があります。(私立高校全日制生徒数：平成16年度11,887人 → 平成21年度10,628人、過去5年間で1,259人 [10.6%] の減少)
- ② 雇用経済情勢の悪化を踏まえ、私立学校に就学する生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減することが求められています。
- ③ 私立学校は、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れているため、引き続き、耐震化を促進していく必要があります。(平成21年4月1日現在、公立学校89.5%に対し、私立学校は75.5%と、14.0ポイントの格差)
- ④ 景気の悪化に伴い、平成20年の秋以降、ブラジル人学校の生徒数が急減するなど、私立外国人学校をとりまく経営環境は厳しさを増しています。

##### 2 今後の取組方向

- ① 財政は依然として厳しい状況にありますが、私学関係の平成22年度当初予算では、国の就学支援金制度の創設の影響もあって、総額88億1,723万円となり、前年度比22.9%増という高い伸びになっています。

私立学校の経常費に対する補助金については、高校をはじめすべての校種において補助単価をアップしています。

今後とも、私立学校のさらなる発展に向けて、学校教育法や私立学校法を遵守した適正で健全な学校運営が行われるよう、支援に努めていきます。

平成22年度当初予算額	私立高等学校等振興補助金	44億9,817万円
	私立幼稚園振興補助金	19億212万円
	私立特別支援学校振興補助金	1億3,595万円
	私立外国人学校振興補助金	1,200万円
	私立高等学校等就学支援金	17億1,819万円
	私立高等学校授業料減免補助金	5,273万円
	私立外国人学校教材費等補助金	4,662万円
	その他私学関連予算	4億5,145万円
	合計	88億1,723万円

② 国の高校授業料無償化政策に伴い、家庭の状況に関わりなく、すべての学ぶ意志を持つ私立高校生等に対して、平成22年度から、月額9,900円（年額118,800円）の就学支援金が支給されることになりました。さらに、低所得世帯に対しては、9,900円又はその半額の4,950円が加算されます（平成22年度当初予算額17億1,819万円）。

県では、この国の政策に呼応して、年収250万円未満世帯について授業料の実質無償化の実現を図るための助成を行うとともに、年収350万円未満世帯についても、一定の上乗せ助成を行うことにより、保護者負担額を軽減します。

さらに入学一時金についても、新たに2万5千円を上限として補助率1/2の助成を行うこととしました。

今後とも必要な検討を加えながら、これらの施策を適切に推進していきます。

③ 私立学校の校舎等の耐震化を進めるため、平成22年度には、5校1園で耐震化整備事業を行う予定です。

また、私立学校に対し公立学校と同等の国庫補助制度の補助率のかさ上げを国に対して引き続き、要請していくこととしています。

④ 平成21年度の補正予算において、緊急経済対策として私立外国人学校教材費等補助金を創設し、急激に生徒数が減少した外国人学校に対して、教材費、送迎費等の助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ったところですが、平成22年度もこの緊急経済対策事業を継続することとし、助成対象校もさらに1校追加して、私立外国人学校に対する支援の一層の充実を図りました。（平成22年度当初予算額 4,662万円）

【参考1:経常費補助金生徒一人当たり補助単価】

(単位:円)

	学校数	H21	H22
高校(全日制)	13	314,142	314,642
高校(狭域通信制)	2	63,485	64,585
中学校	10	293,672	298,872
小学校	2	292,016	297,216
幼稚園	59	167,087	169,507
※1特別支援学校(高等部)	1	1,432,100	1,432,100
※1特別支援学校(小中学部)	1	1,477,400	1,477,400
※2外国人学校	2→3	3,000~5,000千円	3,000~5,000千円

(※1特別支援学校は、国の補助単価が確定していないため前年と同額を計上)

(※2外国人学校のみ、1校当たり補助額、単位千円)

【参考2:私立高等学校等就学支援金等の補助単価】

平成22年度

(単位:月額・円)

対象区分		H22 就学支援金	H22 県単授業料減免補助上限単価	H22 県単入学一時金補助
私立高等学校等	生活保護世帯	9,900円の2倍 19,800円	5,200円以内	25,000円以内
	年収250万円未満世帯	9,900円の2倍 19,800円		
	年収350万円未満世帯	9,900円の1.5倍 14,850円		
	失業・倒産等家計急変世帯	9,900円	15,100円以内	—
	上記以外の世帯	9,900円	—	—

【参考3:私立学校施設の耐震化率の状況】

(単位:% 平成21年4月1日現在)

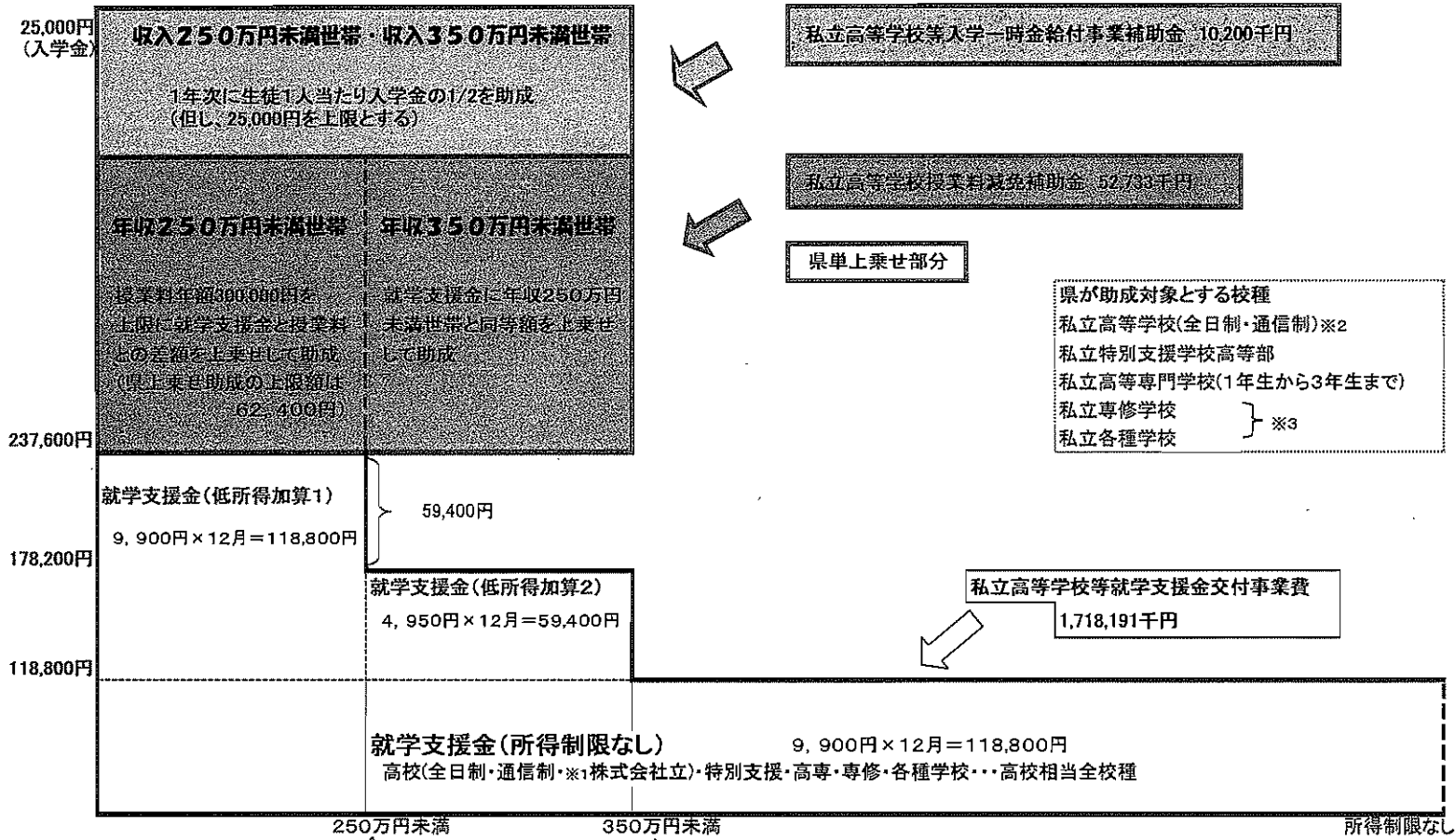
	私立学校	公立学校	差引
高等学校	70.5	91.4	▲20.9
中学校	100.0	88.9	11.1
小学校	100.0	89.1	10.9
幼稚園	79.8	81.8	▲2.0
特別支援学校	0.0	98.8	▲98.8
全体(全校種)	75.5	89.5	▲14.0

# 安心して私立学校を選択できる環境の実現

～国と県との連携で低所得世帯の私立高等学校等授業料を無償化へ～

入学金

授業料



私立高等学校等入学一時金給付事業補助金 10,200千円

私立高等学校授業料減免補助金 52,733千円

県単上乗せ部分

- 県が助成対象とする校種
- 私立高等学校(全日制・通信制)※2
  - 私立特別支援学校高等部
  - 私立高等専門学校(1年生から3年生まで)
  - 私立専修学校
  - 私立各種学校
- ※3

私立高等学校等就学支援金交付事業費 1,718,191千円

生活保護世帯

生活保護に準じる世帯

※1「株式会社立」は、構造改革特区制度により設立された株式会社立の高校の略  
 ※2学校法人立の高等学校に限る  
 ※3対象となる専修学校、各種学校は、文部科学省令で規定

## 2 情報公開及び個人情報保護制度について

情報公開室

### ●情報公開制度について

#### 1 現状と平成 21 年度の取組内容

##### (1) 現状

情報公開制度が県民に浸透していく中で、大量請求や対象公文書の特定が困難な請求などの情報公開制度を運営していくうえで大きな課題が生じたため、権利の濫用禁止の規定の創設、開示の有効期限や開示場所の明記を行うなどの三重県情報公開条例の改正を行い、平成 21 年 4 月 1 日から施行したところです。(主な改正内容は別紙参照)

##### (2) 平成 21 年度の取組内容

###### ①条例改正に伴う諸規定の整備及び改正条例の的確な運用

これまで不明確あるいは不明瞭であった開示の有効期限、開示対応時間、開示場所等について、条例改正に伴う施行規則・条例の解釈及び運用・事務取扱要領等(以下、「解釈及び運用」等)という。)の整備を行うとともに、改正条例の的確な運用に努めました。

###### ・開示の有効期限の明記

開示請求者と連絡が取れないなど開示日時の調整ができない場合、以前は、開示請求者が実際に開示を受けるまで開示が終了しませんでしたでしたが、改正条例により、実施機関が指定した日時に、正当な理由なく開示を受けない場合は、公文書を開示したものとみなす「みなし対応」を行うことにより、いつまでも開示が終了しないという不安定な状況を解消しました。(改正条例、「解釈及び運用」等)

###### ・勤務時間内での開示対応

公文書の開示や説明が勤務時間外に及ぶことが多々起こっていたところですが、情報公開・個人情報保護総合窓口(本庁)、案内・受付窓口(地域機関)において、事務の取扱時間の明確化を図るなど勤務時間内での効率的な開示の実施等に努めました。(「解釈及び運用」等)

###### ・開示場所の明記

開示場所について、以前は条例に規定されておらず、不明確な状況でしたが、改正条例に開示場所について規定されたことから、公文書を保管している事務所の所在する場所(本庁の公文書は、情報公開・個人情報保護総合窓口、地域機関の公文書は地域機関)で開示することを徹底し、公文書紛失等の管理上の問題がなくなりました。(改正条例、「解釈及び運用」等)

###### ②職員説明会・研修会の実施

改正条例の職員への周知の徹底や情報公開制度に対する認識の向上を図るため、条例改正説明会や研修会等を実施しました。

###### ・情報公開条例改正説明会 4月に4回開催(308人参加)



- ・情報公開実務者研修会 8月に2回開催（420人参加）  
平成22年2月に3回開催（218人参加）
- ・新規採用職員研修や新任所属長研修など各部局等の依頼に応じ講師派遣  
10回実施（490人参加）

## 2 課題と今後の取組方向

これらの取組により、全庁にわたる大量請求や対象公文書の特定が困難な請求が減少するなど情報公開事務がより円滑に実施されるようになりましたが、引き続き、研修会・説明会の実施や相談・照会の機会を通じて情報公開制度の的確な運用を図るとともに、対応が困難な事例については、各部局等と連携しながら組織的な対応を行い、情報公開事務の円滑な推進に取り組みます。

## ●個人情報保護制度について

### 1 現状

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成14年度から「三重県個人情報保護条例」を施行しています。条例では、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しています。

また、個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行うほか、県内事業者や県民向けに個人情報保護法に関する説明会を開催するなど制度の周知啓発を図っているところです。

### 2 課題と今後の取組方向

#### (1) 県が保有する個人情報の適正管理の推進

FAXの誤送信等の不適切な個人情報取扱事例が発生していることから、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止を図る必要があります。

このため、引き続き、実施機関から相談・協議を受けた場合には適切に助言するとともに、職員に対して研修会等を通じて個人情報保護制度の周知徹底を図ります。

#### (2) 県民等に対する広報・啓発の実施

個人情報保護法について県内事業者や県民の理解が十分ではないことから周知啓発に努める必要があります。また、県内事業者等への助言などを通して個人情報保護法への的確な対応を行っていく必要があります。

このため、引き続き、県内事業者や県民に対して、個人情報保護法についての広報・啓発を行います。また、民間事業者の個人情報の不適切な取扱事例等が発生した場合には、法令により当該事業者を監督する関係部局等と連携して的確に対応します。

## 三重県情報公開条例の主な改正内容

情報公開室

### 1 権利の濫用の創設（第5条第2項）

「県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資する」という条例第1条の目的を逸脱するような請求者の権利の濫用を禁じることにしています。

濫用禁止の事例としては、特定部局のすべての公文書の開示請求（特定の担当室等の保有するすべての公文書の開示請求）や害意ある開示請求（請求の目的や動機が、公文書の開示以外にあると明らかに認められる開示請求）などが想定されます。

### 2 開示義務の明記（第18条第1項）

実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示を行うものとします。

### 3 開示の日時、有効期限の明記（第18条第2項、第3項）

開示請求者は、実施機関が指定した日時及び場所において、開示を受けるものとします。正当な理由なく、開示請求者が開示日に開示を受けない場合は、開示を受けたものとみなします。

### 4 開示場所の明記（第18条第4項、第5項）

開示場所は、当該公文書を保管している事務所の所在する場所とします。

ア 公文書の開示は、本庁は情報公開・個人情報総合窓口で、地域機関は地域機関で行います。

イ 例外として、実施機関が必要と認める場合は、開示場所を変更できます。



### 3 三重の文化振興について

文化振興室

#### 1 現状と課題

##### (1) 現状

三重の「文化力」を高め生かしていくため、県民一人ひとりが文化にふれ親しみ、豊かな文化が育まれる社会をめざし、平成20年3月に策定した「三重の文化振興方針」に基づき取り組んでいます。

とりわけ、文化振興の基礎となる生涯学習については、文化振興と一体的にとらえ、総合的な文化施策として展開していくことが効果的であるため、図書館、博物館、美術館等の「文化と知的探求の拠点」において、それぞれの施設の充実を図りながら、拠点間連携及び多様な主体との連携による機能強化の取組を進めています。

連携の具体例として、共通テーマによる連携モデル事業の実施や、生涯学習センターのコーディネートにより、各拠点と文化団体、学校が連携して進める、子どもを対象とした文化体験プログラムの開発と実践の取組があります。

##### ① 三重県総合文化センター

平成22年度からの5年間、財団法人三重県文化振興事業団を指定管理者としました。現在、民間活力を上手く活用しながら効率的・効果的な管理・運営を行うとともに、文化会館では県の文化発信拠点として芸術性の高い公演や伝統芸能の紹介など県民のニーズに応えた公演のほか、人材育成や他府県施設との連携による公演の企画など幅広い取組を行っています。

また、生涯学習センターでは高等教育機関や市町と連携した「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」を実施するなど、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供に努めています。

##### ② 三重県立図書館

県民の自主的な活動を支援するサービスをめざし、レファレンス専属職員の配置、ビジネスサポートコーナーの設置、県内公共図書館等43館の連携による総合目録の提供及び最寄りの図書館で希望の本を受け取れる予約配送サービス等を行っています。

##### ③ 三重県立博物館

建物の老朽化のため、平成19年10月から展示室を閉鎖していますが、資産の有効活用を図るため移動展を行うとともに、県民との協創による調査研究活動を行うなど、新県立博物館整備に向けた取組を行っています。

##### ④ 三重県立美術館

三重県及び国内外の著名作家の展覧会や作品の収集、三重ゆかりの美術資料の研究を行うとともに、美術講演会、美術館ニュースの発行など美術館活動のPRや、美術セミナーの開催、学校教育と連携した教育普及活動を行っています。

## ⑤ 齋宮歴史博物館と国史跡齋宮跡の保存、活用

継続的かつ計画的な発掘調査を行うとともに、齋宮歴史博物館において、その成果を生かした企画展示や平安時代の文化を体験できる参加型事業を行うなど、齋宮跡の保護と普及・活用に取り組んでいます。

また、平成22年度からは、集中的な発掘調査で明らかになった東部地域の整備を進める予定であり、「史跡を核としたまちづくり」を進めようとしている明和町をはじめ地元住民・関係機関と連携協働しながら、平安時代が体感できる、より魅力ある史跡空間の実現に取り組めます。

## ⑥ 文化芸術活動の振興

県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供するため、各分野の文化団体と連携して、県展、県民文化祭、みえ音楽コンクールを「みえ文化芸術祭」として開催するとともに、文化団体活動への助成や文化に関する顕彰などを実施しています。

また、県内の文化に関する情報収集・発信を進めるとともに、地域のまちかど博物館活動への支援や全国俳句募集等を行っています。

さらに、地域の歴史的・文化的資産に関する情報収集・整理を行い、県の歴史・文化を集大成する三重県史の編さんを進めるとともに、歴史的公文書の選別・保存を行い、公文書館機能整備に向けた取組を進めています。

## (2) 課題

- ① 県民一人ひとりが自ら文化芸術に触れ、学び、成果を高めあう機会や、互いに交流し、活動の裾野を広げる機会をさらに充実させることが必要です。
- ② 各拠点が効果的に連携しながら、人づくり・地域づくりに貢献する事業を継続して展開していくことが必要です。
- ③ 県民主体の文化活動を促進するとともに、文化関係情報の的確な収集・保存と共有を進め、併せて効果的な情報発信を行うことが必要です。

## 2 今後の取組方向

- ① 県民が多様な文化芸術にふれ親しむ機会として、各種の公演、講座、企画展など、各拠点が特色を生かした魅力ある事業を継続して展開します。また、県民が成果を発表する機会を提供します。
- ② モデル事業や次世代の文化体験プログラムなどの取組を通じて、各拠点相互及び多様な主体との連携による事業展開の手法を定着させるとともに、連携を効果的に進めるためのコーディネート機能を強化します。
- ③ 地域における文化団体活動を支援するとともに、国史跡齋宮跡をはじめとする歴史的・文化的資産の調査、保存と活用等を進めます。また、効果的な情報発信の手法について継続的に検討していきます。

## 4 新県立博物館の整備について

新博物館整備推進室

### 1 現状

新県立博物館の整備については、三重の文化振興についての基本的な考え方のもとで、博物館のあり方を検討し、その方向性を明らかにするため、平成 19 年 7 月、生活部で新たな体制を整え検討を開始しました。

その成果として、平成 19 年度には、「三重の文化振興方針」及び「新県立博物館基本構想」、平成 20 年度には、「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を策定しました。さらに、平成 21 年度には、これらを具体化するため、多様な試行的・実践的事業に取り組むとともに、施設の建築及び展示設計を進め、建築設計については、平成 22 年 5 月末に完成、展示設計については、9 月に最終報告を行い、10 月末をめどにとりまとめることとしています。

今後に向けては、平成 22 年度当初予算として、建設用地購入（造成工事含む。）及び建築工事執行等のための予算及び債務負担をあわせた約 98 億円を計上し、県議会において承認されました。

### 2 平成 22 年度取組方向

#### (1) 新県立博物館の建築設計(平成 22 年 5 月)・展示設計(平成 22 年 10 月)の完成

建築設計を 5 月、展示設計を 10 月に完成させることとしています。

なかでも、展示設計については、6 月に骨子を公表し、県民をはじめ広く意見を聞きながら、9 月に最終報告を行います。並行して展示に必要な調査研究を大学等の関係機関や地域の多様な主体と連携して取り組みます。

#### (2) 建設用地の取得及び建築工事にかかる契約と工事着工

建築については、建設用地の購入(造成工事を含む。)及び工事着手に向けた事務を進める必要があります。この事務の遂行にあたっては、当該工事契約が、WTO に該当する規模であることに留意して、執行委任先の県土整備部と連携を図り、着実に事務が行われるよう協力して進めていきます。

#### (3) 事業実施方針に基づく博物館活動及び運営の構築に向けた取組の推進

県民・利用者の皆さんとともに、開館に向けて、具体的に着々と公文書館機能の一体化の整備とあわせ、新博物館の活動や運営を構築していくことが必要です。

このため、平成 21 年度を取組を発展させる形で、文化庁支援事業（博物館きわめるプロジェクト、新博ティーンズプロジェクト）やみんなで作る博物館会議などに取り組むとともに、夏頃をめどに、料金設定の考え方や運営体制などを明確にするための運営方針（素案）を作成します。

#### (4) 新博物館整備についての理解を広げ、より多くの県民の皆さんの参画を得るための広聴広報活動の推進

##### ① 広聴広報活動の推進

平成 22 年度においては、附帯決議を踏まえて、まず、新博物館整備について県民への認知度向上のための取組を重点的に進めます。あわせて、より魅力的な博物館づくりのため、引き続き、県民・利用者へのアンケートや意見交換などを、会議やイベントなど多様な機会を活用して行い、博物館づくりに生かします。

##### ② 市場公募債や多様な手法による寄付活動の展開

意見や提案などのほかにも、財政面や物的な面からの支援など多様な形での県民参画と機運の醸成を進めます。

#### (5) 整備体制の充実強化

学芸員の採用をはじめ、博物館の開館に向けた整備体制を充実強化します。

### 3 附帯決議への対応について

平成 22 年度当初予算の承認にあたって、3 点にわたって附帯決議がなされました。今後、このことに留意して、広く広聴広報活動を推進するとともに、県総合文化センターとの連携及び県産材を十分に活用した建物としていく取組を進めます。

#### (附帯決議の内容)

- ① 新博物館の意義、整備の必要性、魅力、活用策などについて、県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、展示設計や運営に生かすこと。
- ② 県総合文化センターとの相乗効果により、周辺一帯が本県の文化交流ゾーンとしての機能を十分に発揮できるよう、検討、調整を行うこと。
- ③ 本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館となるよう、県産材の積極的な使用を検討すること。

#### (取組内容)

附帯決議を踏まえ、以下の取組を進め、当常任委員会において適宜進捗状況を報告します。

##### ① 広聴広報活動の推進

引き続き、市町や県内の様々な団体の機関誌、広報誌をはじめ、多様な広聴媒体を活用して幅広く博物館整備の認知度向上のための積極的な活動に取り組むとともに、多様な機会を活用した意見交換やアンケートなどにより県民の皆さんとともに考え、活動する博物館づくりを進めます。

(具体的な取組)

(ア) 認知度向上のための取組

- ・県や市町のもつ広報媒体の活用
- ・県内企業や団体等の機関誌・PR誌などでの広報活動
- ・新博物館の広報を兼ねた文化庁支援事業の募集案内ちらしを、小学校高学年の全児童、中学校全生徒に学校を通じて配布

(イ) 地元における重点的な取組

上記に加え、新県立博物館の地元である津市において、周知徹底と機運醸成、地元発信の広報のための重点的な取組を進めます。

- ・県総合文化センターにおける周知活動（建設予定地の看板ほか）

② 県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための検討

県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための方策等について、協議の場を設け、調整及び検討を進めます。

(具体的な取組)

(ア) 関連工事等への迅速・的確な対応と施設の共用の調整協議のための体制

これまで関係機関により適宜必要な事項について協議してきましたが、これを常設の「新県立博物館整備関係連絡会議」として設置し、継続的、迅速・的確に情報共有し、検討・対応ができる体制をつくります。

(イ) 文化交流ゾーンとしての総合的な展開に向けた検討

互いの機能を補完しあい、相乗効果を高める総合的な文化交流ゾーンとしてのあり方及び具体化のための取組について長期的視野から検討を行うためのワーキングを設置します。

③ 文化的象徴として、県民が愛着をもてる施設づくり

県産材(木材)を効果的に用いることで、県民のための施設にふさわしく、県民が愛着をもてる施設となるよう、建築設計においては、県産材(木材)の使用率を高めました。

今後、展示設計や施工段階においても、木材をはじめとする県産材の使用拡大を検討します。

(具体的な取組)

(ア) 建築設計における県産材(木材)の使用量の増加

県産木材使用量(m<sup>3</sup>)を、平成22年2月公表の最終報告から1.35倍増加しました。

(イ) 県産材の使用拡大

展示設計や施工段階においても、県産材(木材)をはじめ、三重らしい素材や伝統工芸品などの使用拡大について検討します。





## 5 勤労・雇用施策について

勤労・雇用支援室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

##### ① 依然厳しい雇用情勢

県内の有効求人倍率は昨年6月・7月を底に回復傾向にありますが、本年3月が0.52倍と低い水準で推移しており、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

##### ② 若年者、高齢者、障がい者の雇用支援等

雇用情勢の悪化により、未就職卒業者の増加など若年者の就職環境は厳しいものとなっています。また、いくつになっても働ける社会や、就職を希望する障がい者が働ける社会の実現が求められている中で、高齢者の就業機会は十分とはいえ、県内企業における障がい者実雇用率も法定雇用率を下回り、全国で最下位となっています。

##### ③ 職業能力の開発

雇用のセーフティネットとしての職業訓練に対するニーズは引き続き高い状況です。

##### ④ 勤労者の就労環境の整備

先が見えない不況が続いており、勤労者には仕事はもとより生活に対する不安が依然として強い状況です。

#### (2) 課題

##### ① 離職者等への就業支援と雇用機会の創出

ア 雇い止め等により離職を余儀なくされた方等へのきめ細やかな就業に向けた支援が必要です。

イ 雇用機会の創出に向け、地域の実情を踏まえた取組を進める必要があり、そのためには市町との連携が重要となっています。

##### ② 若年者、高齢者、障がい者の就労支援等

若年者の勤労観や職業観の醸成、キャリア形成能力の向上等を支援していく必要があります。

また、働く意欲のある高齢者の就労機会の確保に向けた支援が求められているとともに、障がい者の実雇用率について、法定雇用率の達成に向けた取組を促進する必要があります。

##### ③ 職業能力の開発

離職者等の再就職支援としての職業訓練拡充や、地域産業の求人ニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することが求められています。

また、産業構造の変化、熟練技能者の高年齢化、団塊世代の大量退職、若年者のものづくり離れ等により、円滑な技術・技能の継承が課題となっています。

#### ④ 離職者等の生活支援と勤労者の就労環境整備

緊急に生活資金を必要とする離職者等に対して融資等の生活支援が必要です。一方、勤労者については、労使が協働で、就労環境の整備に向け継続して取り組むことが必要です。また、仕事と家庭の両立、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現への支援も引き続き求められています。

## 2 今後の取組方向

### (1) 離職者等への就業・生活支援と雇用機会の創出

- ① 求職者総合支援センターを中心に、離職者等に対する生活面も含めた一体的な就業支援を図ります。
- ② 「ふるさと雇用再生特別基金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、市町とともに雇用機会の創出に取り組みます。

### (2) 若年者、高年齢者、障がい者の就労支援等

- ① 若年者については、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアカウンセリング、職業紹介などの就労支援をワンストップで進めるとともに、未就職卒業者等を対象に、職業人として必要となる研修を実施するなど、早期の就職促進を図るための支援に取り組みます。
- ② 高年齢者については、シルバー人材センターへの支援、適職診断、就職面接会の開催等の取組を進め、就労機会の拡大を図ります。
- ③ 障がい者については、事業主への啓発、就労促進・職場定着を援助する人材の活用、県が運用する「障害者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」のPR等により雇用の促進に努めるとともに、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練の受講機会を提供すること等により就労支援に取り組みます。

### (3) 職業能力の開発

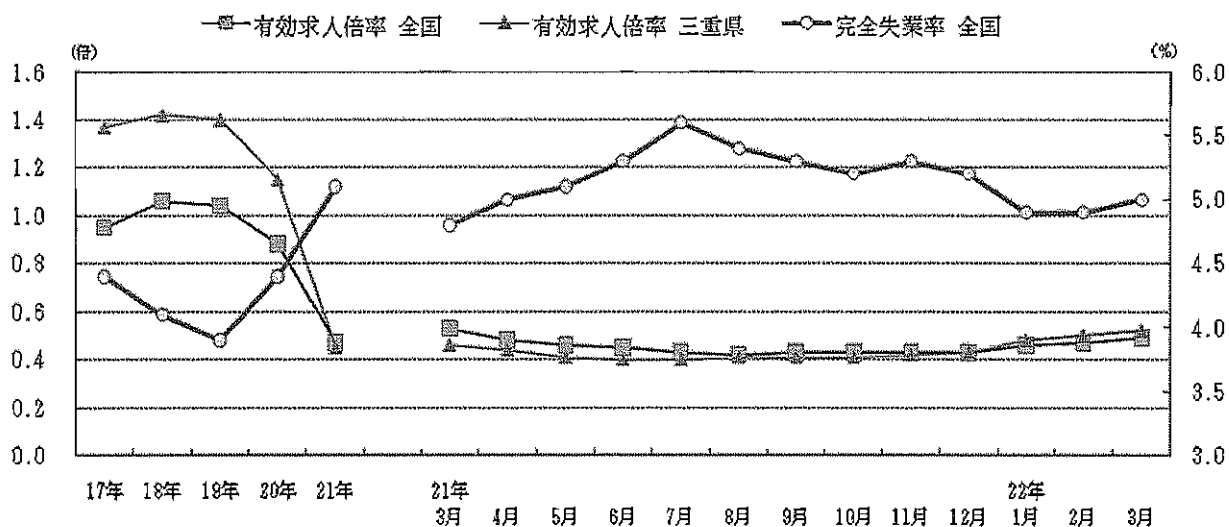
- ① 職業訓練や資格取得への助成により離職者等の再就職を支援するとともに、地域産業の担い手となる人材の育成等に取り組みます。
- ② 技能検定制度の周知・実施等により技能者の地位や働きがいの向上に努めるとともに、熟練技能者による技能体験講座の実施、認定職業訓練校への支援等を通じて円滑な技能継承に取り組みます。

#### (4) 離職者等の生活支援と勤労者の就労環境の整備

- ① 離職者等に対して、今後の生活の維持又は求職活動のために緊急に必要な生活資金の融資等の支援に取り組みます。
- ② セーフティネットの確保に向けて、労働相談の充実を図るとともに、労使コミュニケーション診断の活用促進、若年者の早期離職防止対策に取り組みます。
- ③ これまで行ってきた「男女がいきいきと働いている企業」の表彰制度に加え、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランスなどに積極的に取り組む企業等を募集し、審査のうえ認証する「認証制度」を新たに実施し、取組の拡大を図ります。

#### (参考資料1) 有効求人倍率・完全失業率、完全失業者数の推移

※三重労働局公表資料による



		18年	19年	20年	21年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H22 1月	2月	3月	
		有効求人倍率	全国	1.06	1.04	0.88	0.47	0.53	0.48	0.46	0.45	0.43	0.42	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.46
	三重	1.42	1.4	1.15	0.45	0.46	0.44	0.41	0.40	0.40	0.41	0.41	0.41	0.41	0.42	0.43	0.48	0.50	0.52
完全失業率	全国	4.1	3.9	4.0	5.1	4.8	5.0	5.1	5.3	5.6	5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	4.9	4.9	5.0	
	三重	2.7	2.5	2.9	4.2														
完全失業者数 (万)	全国	275	257	265	336	335	346	347	348	359	361	363	344	331	317	323	324	350	

(注) 1. 有効求人倍率、全国の完全失業率の年別と完全失業者数は原数値。  
2. 三重県の完全失業率は総務省「労働力調査」の結果によるモデル推計値。

(参考資料2) 年齢別完全失業率 (全国)

※ 総務省「労働力調査」による

	全体	～24歳	～34歳	～44歳	～54歳	～64歳	65歳～
平成17年	4.4%	8.7%	5.6%	3.8%	3.0%	4.1%	2.0%
平成18年	4.1%	8.0%	5.2%	3.4%	2.9%	3.9%	2.1%
平成19年	3.9%	7.7%	4.9%	3.4%	2.8%	3.4%	1.8%
平成20年	4.0%	7.2%	5.2%	3.4%	2.9%	3.6%	2.1%
平成21年	5.1%	9.1%	6.4%	4.6%	3.9%	4.7%	2.6%

(参考資料3) 県内中高年齢者就職率の推移 (パートを含む)

※ 三重労働局公表資料による

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
45歳以上	6.5%	6.3%	6.4%	5.7%	4.8%
内55歳以上	5.5%	5.3%	5.3%	4.7%	4.1%
全体(参考)	8.5%	8.3%	8.2%	7.3%	6.0%

(注) 就職率は、「就職件数」を「有効求職者数」で除した数値である。

(参考資料4) 県内民間企業における障がい者雇用状況の推移 (各年6月1日現在)

※ 厚生労働省公表資料による

	一般民間企業 (常用労働者56人以上) の法定雇用率	常用労働者数 (対前年)	障がい者雇用数 (対前年)	実雇用率		達成企業割合	
				県 (対前年)	全国 (対前年)	県 (対前年)	全国 (対前年)
平成18年	1.80%	136,597 (+2,991)	1,941.0 (+31)	1.42 (-0.01)	1.52 (+0.03)	45.3 (-0.4)	43.4 (+1.3)
平成19年		148,882 (+12,285)	2,111.5 (+170.5)	1.42 (0)	1.55 (+0.03)	46.5 (+1.2)	43.8 (+0.4)
平成20年		149,384 (+502)	2,228.0 (+116.5)	1.49 (+0.07)	1.59 (+0.04)	50.2 (+3.7)	44.9 (+1.1)
平成21年		147,028 (-2,356)	2,210.0 (-18.0)	1.50 (+0.01)	1.63 (+0.04)	48.7 (-1.50)	45.5 (+0.6)

(注) 実雇用率は、「(雇用する身体障がい者数+知的障がい者数+精神障がい者数)÷雇用する常用労働者数」で算定される。なお、重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、1人の雇用で2人としてカウントされる。また、重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については1人として、精神障がい者である短時間労働者については0.5人としてカウントされる。

## 6 交通安全対策及び安全で安心なまちづくりの推進について

交通安全・消費生活室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故防止や犯罪の未然防止などに取り組み、交通事故や犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めています。

- ① 平成21年の県内における交通事故死傷者数については、過去最悪であった平成17年（18,037人）から4年連続で減少したものの、死者数については、112人と前年に比べて2人増加しました。特に、65歳以上の高齢死者数は65人で前年に比べて9人の増加、全死者数に占める割合も58.0%と高くなっています。また、本年に入り交通死亡事故が連続し、4月末現在で交通事故死者数は40人と、前年に比べ4人の増加と厳しい状況にあります。

【交通事故発生状況】 (件、人、%)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総事故件数	65,467	66,668	64,756	65,793	66,908	67,227	65,376	62,774	61,793	60,399
交通事故死者数	213	221	211	174	187	163	167	118	110	112
うち、高齢者構成率	35.7	37.1	36.5	38.5	47.1	41.1	41.9	46.6	50.9	58.0
負傷者数	15,943	16,336	15,978	16,835	17,703	17,874	17,610	16,957	15,608	15,126

- ② 県内の刑法犯発生（認知）件数は、平成14年に戦後最高を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続けてきましたが、車上ねらいなどの窃盗犯の増加により平成21年は増加に転じました。

本年は、3月末現在で刑法犯の認知件数は5,067件で、前年に比べ約1割減少しています。

【刑法犯の罪種別発生（認知）件数】 (件)

	4年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	17,678	47,600	42,587	38,455	34,457	28,103	25,964	25,348	25,540
凶悪犯※1	63	121	163	122	121	98	72	85	89
粗暴犯※2	222	999	856	862	764	729	720	628	574
窃盗犯	15,815	39,476	34,467	29,953	26,508	20,829	18,707	18,923	19,637
うち、非侵入盗	6,410	26,274	22,081	18,170	16,853	12,485	10,378	10,883	11,072
その他	1,578	7,004	7,101	7,518	7,064	6,447	6,465	5,712	5,240

注：1 殺人、強盗、放火、強姦の4罪種

：2 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合の5罪種

## (2) 課題

- ① 交通安全対策については、高齢社会の進展とともに、高齢者の交通事故死者数が増加し、交通事故死者数の半数以上を占める状況になっていることから、より一層高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ② 防犯対策については、県内の自主防犯活動団体数は平成15年（23団体）以降、急激に増加し、平成21年12月末現在県内において528団体が各種防犯活動を実施していますが、取組が県内全域で行われているとは言えないため、より一層防犯意識の醸成を図り、地域住民による主体的な防犯活動が活発に展開されていくようにする必要があります。

## 2 今後の取組方向

- ① 交通安全対策としては、「第8次三重県交通安全計画」（計画期間:平成18年度～22年度）に基づき、関係機関・団体等と連携しながら各種交通安全対策を推進します。

特に、高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教育や啓発活動を市町や交通関係団体等と連携して取り組むとともに、地域で交通安全活動に積極的に取り組むことができる人材育成などを進めます。
- ② 防犯対策としては、リーダー養成講座やフォーラムの開催により自主防犯活動団体の拡充及び充実を図ります。また、情報の提供等により自主防犯活動団体が一層活発に活動できるよう支援するなど、防犯意識の醸成を図り、地域住民の主体的な防犯活動を促進します。

## 7 安全で安心できる消費生活の確保について

交通安全・消費生活室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

規制緩和や高齢社会、高度情報通信社会の進展などにより、商品やサービス、商取引の多様化、複雑化が進み、県民の消費活動を取りまく環境は大きく変化しています。国においては、平成21年9月に消費者庁を設置し、消費者を主役とする行政の推進とともに、地方消費者行政の強化に向けて取組を進めています。

県では、三重県消費者行政活性化基金を活用し、市町と連携・協働しながら、消費生活相談窓口の体制の充実など県内の消費者行政の推進に取り組んでいます。

しかし、消費生活センターへの相談件数は、21年度は5年ぶりに増加に転じました。インターネットや携帯電話での架空請求・不当請求が依然として多く見受けられるとともに、悪質商法の手口の巧妙化等により、60歳以上の方の相談件数が増えています。

三重県消費生活センターにおける相談受付件数 (件)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
受付件数	16,412	9,867	8,023	7,500	6,543	6,734
対前年増減	3,465	▲ 6,545	▲ 1,844	▲ 523	▲ 957	191
増減率	26.8%	▲ 39.9%	▲ 18.7%	▲ 6.5%	▲ 12.8%	2.9%
60歳以上の相談	1,490	1,546	1,364	1,146	1,205	1,438
全体に占める割合	10.5%	18.7%	19.9%	17.3%	20.1%	23.3%

※相談受付件数は、苦情、問い合わせを含む。60歳以上の相談件数、割合は苦情のみ。

#### [平成21年度相談件数上位3位]

- 1位 出会い系サイト使用料金等の不当請求・架空請求
- 2位 多重債務やヤミ金融
- 3位 ガソリン（プリペイドカードを発行したガソリンスタンドの休業）

#### [高齢者がトラブルに巻き込まれた相談事例]

- ① ある会社から電話があり、「絶対に儲かる」と未公開株の購入を勧められた。一旦断ったが、他の会社から「その株を持っていたら高額で買い取りたい」と言われ、すっかり信用して購入したところ、両方の会社とも連絡が取れなくなった。
- ② 「無料点検」と言われ、気になっていた屋根を見てもらったが、雨漏りで家が倒れると言われた。慌てて修理してもらったが、ずさんで工事費も高額。領収書記載の連絡先にクーリング・オフのはがきを出してもあて先不明で戻ってくる。



## (2) 課題

- ① 消費生活センターは、県内の消費生活相談の中核センターとして、より専門的、広域的なトラブルに対応し、消費者事故等に関する情報収集や調査等の対応ができるよう機能を強化する必要があります。
- ② 悪質商法の手口が巧妙化し、消費者トラブルが多様化、複雑化していることから、消費者団体、事業者団体、市町等と連携・協働しながら、消費者への情報提供を行うとともに、高齢者に対する消費者啓発や消費者教育を充実する必要があります。
- ③ 悪質な商取引については、県内市町との連携を強化するとともに、国、警察等関係機関、近隣の府県等と情報の共有化を進め、必要な連携を図りながら、法執行に取り組む必要があります。
- ④ 市町においては、消費者安全法により消費生活相談対応が義務付けられています。現在、四日市市ほか8市1町で消費生活相談員による相談対応が行われていますが、住民に最も身近な相談窓口である市町の相談体制の充実をさらに促進することが必要です。

## 2 今後の取組方向

- ① 消費生活センターでは、消費生活相談員の資質向上や弁護士など専門家の活用により問題解決能力を高め、より高度で専門的な知識が必要とされる相談対応や、市町の相談員等へのアドバイスを行います。また、県内の消費者事故情報等の一元的集約を行い、市町や関係機関へ情報提供を行います。
- ② 平成21年11月に設置した「三重県消費者行政推進会議」を活用し、庁内の関係部局と連携を深め、消費者事故等情報を迅速に把握し、消費者庁へ通知します。
- ③ 消費者、事業者、行政等が一体となって消費者啓発や消費者トラブル防止に取り組む「みえ・くらしのネットワーク」を平成22年2月に設立しました。多様な主体が参画するネットワークを中心に、消費者月間（5月）中の啓発キャンペーンや高齢者に対する啓発、研修会等に連携・協働して取り組んでいきます。
- ④ 事業者指導については、関係機関と連携を強化するとともに消費生活センターの体制を強化し、「東海悪質事業者対策会議」等により近隣府県と連携・協働しながら厳正な指導に努めます。また、法に規定のない「すき間事案」については消費者庁から権限を受託し、県において事情聴取や立入調査を行うなど県民の安全・安心な消費生活を積極的に確保します。
- ⑤ 市町における消費者行政の取組を支援し、三重県消費者行政活性化基金を活用した消費生活相談窓口の充実について、引き続き、積極的に働きかけます。また消費生活相談員を養成するとともに、「消費生活相談員人材バンク」に登録し、市町からのニーズに基づき相談員や啓発講座の講師として紹介します。

## 三重県消費者行政活性化基金を活用した事業の概要

### 1 基金の概要

国（消費者庁）から交付された地方消費者行政活性化交付金（※1）により、平成21年3月31日、三重県消費者行政活性化基金を造成。

県・市町は、基金を活用して、消費者行政の活性化に向けた様々な事業（消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業）を展開する。

#### (1) 目的

消費生活相談窓口等の機能強化等を図り、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資する。

(2) 基金積立額 310,000,000円

(3) 基金の運用 平成21～23年度（3年間）

#### ※1 地方消費者行政活性化交付金

地方消費者行政活性化交付金は、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、地方公共団体の消費者行政活性化の取組を支援し、地域の消費者の安心を確保しようとするもの。

### 2 基金支出予定額（概算）

	支出予定額（合計）	年度別支出予定額	
		平成21年度	平成22年度
県	181,300千円	平成21年度	36,300千円
		平成22年度	70,000千円
		平成23年度	75,000千円
市町	128,700千円	平成21年度	18,700千円
		平成22年度	55,000千円
		平成23年度	55,000千円
合計	310,000千円	平成21年度	55,000千円
		平成22年度	125,000千円
		平成23年度	130,000千円



## 8 人権施策の総合的な推進について

人権・同和室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

##### ① 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的として、平成9年度に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」を改定（平成18年3月）するとともに、その推進計画である「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を平成19年3月に策定して、総合的な人権施策の推進に取り組んできました。

特に、「人権が尊重されるまちづくり」を施策体系の一番目に掲げ、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付くよう啓発活動等を展開するとともに、これらを県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、市町といった多様な主体との協働・連携により進めています。

##### ② 三重県人権センターの取組

三重県人権センターは、平成8年11月に、本県の人権教育・啓発を推進する拠点施設としてオープンしました。常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した教育啓発とともに、各種広報媒体の活用やイベント・講座の開催等、多様な人権教育・啓発事業を展開しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、相談員を対象としたスキルアップ講座を開催し、各相談機関における人材育成の支援も行っています。

さらに、市町が設置している隣保館における相談事業や啓発、広報活動、地域交流等の取組に対して、財政的な支援を行っています。

#### (2) 課題

- ① 人権が尊重されるまちづくりに向け、さまざまな取組を進めているものの、いまだ偏見等による差別や人権侵害が発生しています。また、社会環境の変化に伴い、インターネット上の人権侵害等、新たな問題も発生しています。

このため、国や市町をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら、県民一人ひとりが、主体的に人権問題について考え、人権意識を高め活動していくことをめざし、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

- ② 三重県人権センターへ寄せられる人権相談件数は減少傾向にあるものの依然として多く、内容も多様化・複雑化していることから、相談員のスキルアップや多様な人権相談機関の機能強化と連携が重要となっています。

## 2 今後の取組方向

### ① 人権施策の進捗管理と検証

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告するとともに、県ホームページで公表して得られた幅広い意見を、次年度の取組に生かしていきます。

### ② 次期「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定

本年度は「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の計画期間（平成19年度～22年度）の最終年度にあたることから、次期プランの策定を行います。

### ③ 効果的な人権教育・啓発の実施

三重県人権センターを中心に、ポスターの作成やテレビ・ラジオを活用した広報等、感性に訴える啓発や、人権メッセージや人権フォトの募集等、参加型の啓発等、効果的な手法を工夫して啓発効果の向上に努めます。

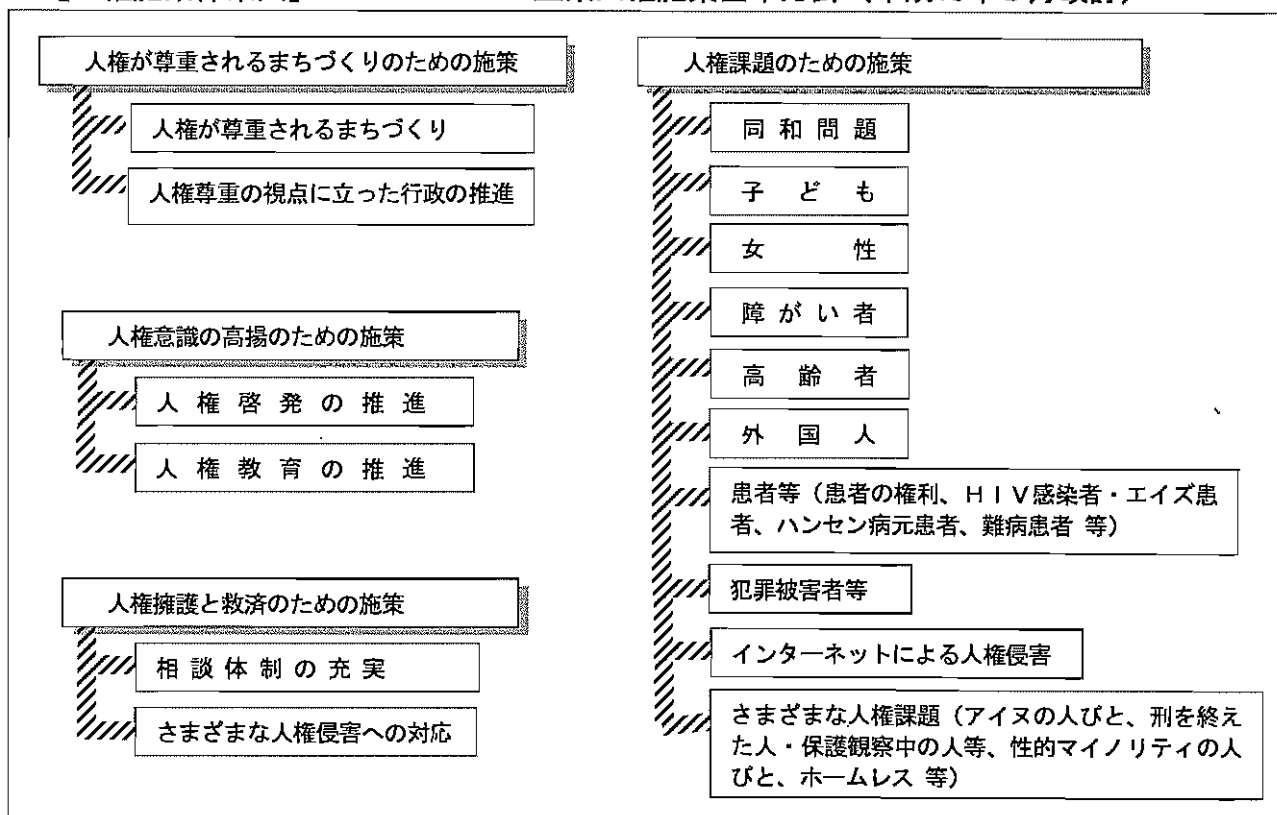
### ④ 多様な主体とともに推進する人権のまちづくり

企業等に対する人権研修への支援や人権の取組に関するガイダンスの策定等に取り組むことで、企業等における人権の視点による活動を促進します。

また、インターネット上の人権侵害に対応するための「ネットモニター活動」を、各地域で主体的に実践していく指導的な人材を育成していくため、「ネットボランティア養成講座」を開催します。

#### 【人権施策体系図】

#### 三重県人権施策基本方針（平成18年3月改訂）



## 9 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

男女共同参画・NPO室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

国において、男女共同参画社会基本法が平成11年12月から施行されましたが、県においても、平成12年度に三重県男女共同参画推進条例を制定・施行しました。その後、平成14年3月に同条例に基づく第1次「三重県男女共同参画基本計画」（平成19年3月一部改訂）を策定し、また、同基本計画を着実に推進するため、実施計画を策定して、男女共同参画施策を総合的・計画的に進めています。

さらに、基本計画の改訂に伴い、女性のチャレンジを支援するため、「みえチャレンジプラザ」（四日市市内）を平成19年6月に設置し、女性が、就業をはじめとした社会参画を通じて、それぞれの能力を十分発揮できるよう、情報提供や相談などの総合的な支援を行っています。

#### (2) 課題

県の調査において、「社会全体における男女の地位について」の「平等と思う人の割合」は16.4%で、過去の調査と比較すると増加傾向にありますが、まだまだ低い状況です。また、給与額などについても男女で格差がみられます。そして、市町での男女共同参画基本計画等の策定についても、未策定の市町（9町）があります。

このような状況から、働く場、家庭、地域それぞれにおいて男女共同参画が進むよう働きかけていかなければならず、全庁的に男女共同参画の取組を推進していく必要があります。

また、厳しい雇用経済状況の中、引き続き就業をはじめとする女性の社会参画を支援していく必要があります。

(参考)

#### 1 社会全体における男女の平等について（「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」： 平成21年9月三重県調査）

問 社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

回答（2,558人からの回答割合）

平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
16.4%	58.8%	5.9%

※ 平成12年度から4回調査を実施していますが、「平等である」割合は増加しています。

## 2 今後の取組方向

### (1) 基本計画の着実な推進

県の男女共同参画に関する施策の実施状況については、三重県男女共同参画審議会による評価が行われ、2年に1回、同審議会から提言が行われています。この提言に対する取組方針を作成し、全庁的に取組を推進します。

また、第1次「三重県男女共同参画基本計画」が平成23年3月末で終了することから、平成22年度中に第2次基本計画を策定します。

### (2) 市町における基本計画等の策定支援

市町における男女共同参画基本計画等の策定については、14市6町で策定されています（平成22年4月1日現在）。未策定の市町に対し、条例や基本計画の策定が進むよう、働きかけや助言を行うとともに、研修会の開催や住民の意識調査の実施等の支援を行います。

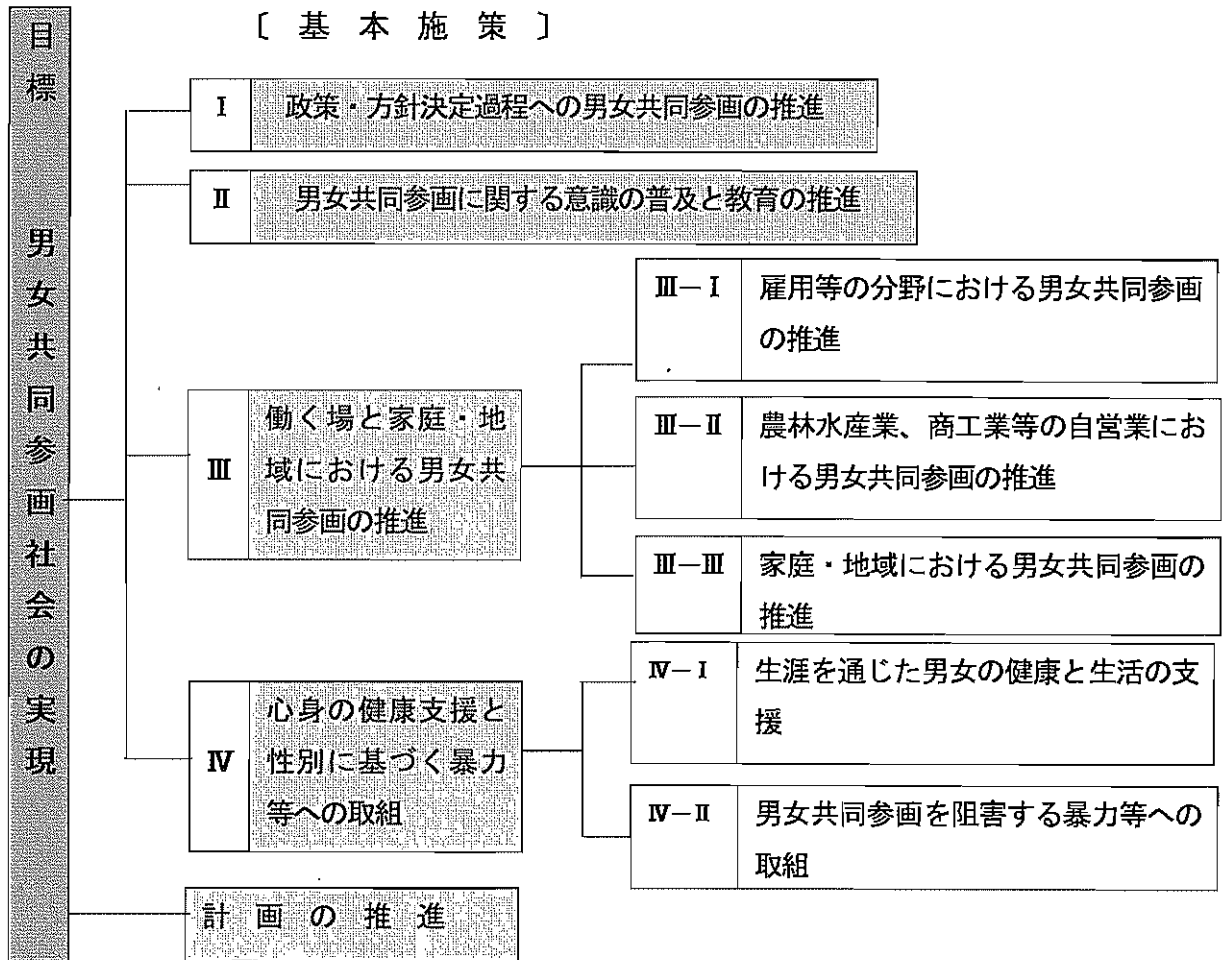
### (3) 女性のチャレンジ支援

- ① 意欲や能力のある女性が就業をはじめとした社会参画を行えるよう、「みえチャレンジプラザ」を拠点として、国のマザーズサロン（ハローワーク）や市町と連携しながら（四日市市、名張市への相談員派遣等）、情報提供やニーズに応じたアドバイスなど必要な支援を提供します。
- ② 「みえチャレンジネットワーク」の参加団体・機関が連携し、シンポジウムの開催など女性のチャレンジ支援の気運醸成や啓発を進めるとともに、支援情報の総合サイトの運営等を行います。
- ③ 地域におけるチャレンジ支援の推進や男女共同参画推進のキーパーソンであるチャレンジサポーターと連携して、身近な女性のチャレンジモデル（取組事例）の紹介や「みえチャレンジプラザ」等支援機関の周知を図り、女性のチャレンジを支援していきます。

### (4) ふるさと雇用再生特別基金を活用した取組

- ① 企業等の男女共同参画の取組を促進するため、ワーク・ライフ・バランスやセクハラなどに関する相談や研修、男女共同参画の視点を活かした経営のコンサルティングなどの支援を行います。
- ② 携帯電話、パソコンなどを活用し、県や市町の男女共同参画に関する情報を企業のイベント情報などと併せて発信することにより、男女共同参画に関する理解と意識の普及を図ります。

【参考】第1次「三重県男女共同参画基本計画」（平成19年3月一部改訂）の体系







## 10 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

男女共同参画・NPO室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

- ① 平成10年に「特定非営利活動促進法」が制定され、ボランティアや市民活動に対する社会的関心の高まりとともに、三重県認証のNPO法人数は、毎年度増加し続け、平成21年度には500法人を超えました。しかし、収入規模500万円未満の法人が全法人の約5割（平成21年調査）を占めるなど、十分な財政力を持つNPO法人が多いとはいえません。

#### ※ NPO法人数推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
認証数	38	43	37	57	58	78	96	55	48	50	50
解散等数	0	0	1	3	4	5	9	14	19	15	22
累計	38	81	117	171	225	298	385	426	455	490	518

#### ※ NPO法人の財政規模（平成21年事業報告書調査）

収入規模	団体数	比率(%)
100万円未満	150	30.3
100万円以上500万円未満	91	18.3
500万円以上1000万円未満	50	10.1
1000万円以上5000万円未満	124	25.0
5000万円以上1億円未満	15	3.0
1億円以上	11	2.2
未確定	55	11.1
合計	496	100.0

- ② 市民活動を促進するため、平成13年度に「みえ県民交流センター」を設置し、市民活動のための場所の提供などの基盤を整備してきましたが、平成21年度から、みえ県民交流センターに指定管理者制度を導入し、市民活動に関する広報紙の発行、ホームページによる情報の提供、NPOの活動の場や交流機会の提供などを行うとともに、市民活動を一層活発にするため、NPO支援組織など関係機関と連携し、市民活動団体情報の共有化（2,205団体）や情報交流を進めています。
- ③ 「新しい時代の公」の考え方をベースに、多様な主体との協働により事業を推進していますが、協働を円滑に進めるモデル事業として、NPOからの協働事業等提案募集を行い、県各部局とNPOが協働するきっかけを提供するとともに、協働の実

践を通して、協働の理解を促進しています。

※ NPOからの協働事業等提案数（平成15年度～平成21年度）

事業提案：提案43件、選定16件、研究提案：提案8件、選定5件

## (2)課題

- ① NPOは、地域づくりの担い手として、また社会サービスや雇用の場の提供者としての役割が期待されていますが、収入規模の小さい法人が多いことから、NPOが安定して活動していくために財政基盤の確立と組織体制の整備が必要となっています。
- ② 地域におけるNPOの活動を促進するため、みえ県民交流センターの指定管理者と連携し、地域の市民活動センターや市町等との情報共有や連携をより深めることが求められています。
- ③ 県各部局において協働の取組を進めるうえで、行政側の課題として経験や知識の不足から協働することに不安があることから、協働相談窓口を設置するとともに、協働推進ファシリテーター研修を実施していますが、多様な主体との協働を一層円滑に進めるために、協働の制度や仕組みを見直し、より展開しやすい環境へ整備していくことが必要です。

## 2 今後の取組方向

- ① NPOが社会サービスや雇用の場の提供者としての社会的役割を担っていけるよう、NPOの持続可能な事業モデルづくりや中間支援機能の強化を図ります。
- ② みえ県民交流センターにおいて、指定管理者と連携し、NPOの活動の場の提供や交流機会の提供、市民活動に関する情報の受発信や地域のNPO支援組織の連携交流に取り組めます。市民活動団体情報の定期更新・共有化の取組については、指定管理者と連携し、幅広い情報収集に努めるとともに、この情報の活用を促進していきます。
- ③ 「新しい時代の公」を仕事の進め方のベースとして各部局で事業に取り組めるよう、NPOからの協働事業等提案制度のさらなる改善を行いながら、コーディネート能力を持つ人材を育成し、多様な主体との協働をより効果的に進める制度や仕組みの改善について検討します。

## 11 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進について

国際室

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

三重県の外国人登録者数は、経済情勢の悪化もあり、平成21年末で49,076人と平成元年以降初めて前年を割り込んだものの、県内総人口に占める外国人の比率は、県人口の約2.58%を占めており、全国的にも高い水準にあります。(平成20年末：全国3位)

こうした状況のもと、平成19年に「三重県国際化推進指針」を策定し、市町やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して多文化共生社会づくりに取り組んでいます。

具体的には、医療、防災時の外国人支援ボランティアの育成、ラジオやインターネットによる多言語での情報提供や相談窓口の設置、市町とともに日本の職業を案内する多言語ツール「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」やモデルケースを紹介する「キャリアガイドDVD～可能性は無限大!～」を作成するなど、多様な主体が多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備が着実に進みつつあります。

また、経済状況の悪化に伴い、失業など深刻な問題を抱える外国人住民を支援するため、就業に結びつけるための日本語教室や専門的な相談会を開催しました。

#### <平成21年末 国籍別外国人登録者数>

順位	国籍	登録者数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	18,461人	37.6%	▲3,026人	▲14.1%
2	中国	9,733人	19.8%	▲260人	▲2.6%
3	韓国又は朝鮮	5,981人	12.2%	▲114人	▲1.9%
その他		14,901人	30.4%	▲606人	▲3.9%
三重県計		49,076人	100%	▲4,006人	▲7.5%

#### (2) 課題

① 外国人住民が急増してきたことから、地域社会において、外国人住民の生活面でのさまざまな課題が生じています。そのため、外国人住民をめぐる課題の解決を図るとともに、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

特に、平成20年末からの経済情勢の悪化に伴い、生活基盤の脆弱な外国人住民が大きな影響を受けているため、多様な主体と連携した就業支援や多言語での情報提供・相談対応の充実が求められています。

② 国際化の進展に伴い、県民の国際貢献への関心や理解を深め、県民主体の国際貢献が活発に行われる環境づくりが求められています。

③ 地域における草の根国際交流を促進するため、NPOやNGOなどの民間部門の多様な国際交流活動を支援する必要があります。

## 2 今後の取組方向

### ① 多文化共生社会づくり

地域住民、NPO、企業、市町等多様な主体と連携・協働して、キャリアガイドの普及、通訳ボランティアなどの人材育成や活用、多言語での情報提供を進めるなど外国人住民の日常生活におけるさまざまな課題の解決や地域社会の意識の醸成に向けた取組を推進します。特に、失業した外国人労働者を就業に結びつけるための日本語教室や専門的な相談会の開催などに引き続き取り組んでいきます。また、平成19年3月に策定した「三重県国際化推進指針」が計画期間の最終年度を迎えるため、その改定作業を進めます。

### ② 国際貢献

国際貢献の重要な担い手である県民の参加意識の醸成を図るとともに、県民、NPO、企業等民間団体の国際貢献活動への支援やネットワーク化に取り組むなど、県民一人ひとりが国際貢献活動に取り組みやすい環境づくりや人材育成を進めます。

### ③ 国際交流

地域における草の根の交流を一層活発化させていくため、県民、NPO等さまざまな活動主体への支援やネットワーク化に取り組むなど、県民の活動しやすい環境づくりや人材育成を進めます。

